

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

徳島県知事殿

申請者 氏名
 住所
 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
 名称並びに代表者の氏名

電話番号

次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	

備考

- 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地及び号並びに必要に応じて緯度及び経度)を記入すること。
また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
- 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農薬被害の防止その他の養ほうの振興(以下「養ほうの振興」という。)に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供がある。
 - 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合(本人の同意がある場合に限る。)

※裏面に続く

轉飼許可申請書 裏面

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	
		西洋みつばち	年 月 日から	
		日本みつばち	年 月 日まで	

みつばち転飼許可申請書

令和7年 1月 15日

徳島県知事殿

申請者 住所 徳島県万代町一丁目1番地

氏名 みつばち 太郎

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

電話番号 088-621-*****

次のとおり転飼の許可を受けたいので、徳島県みつばち転飼条例第4条の規定により申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所の土地所有者の住所及び氏名	最大計画ほう群数	転飼期間	飼育者の住所及び氏名	
吉野川市川島町○○○12番地3	吉野川市△△45番地6 れんげ 花子	西洋みつばち 40	7年 4月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎	
		日本みつばち 5	8年 3月 31日まで		
阿波市市場町▲▲▲45番地6	美馬市●●12番地3 みかん 次郎	西洋みつばち 20	7年 4月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎	
		日本みつばち	7年 7月 31日まで		
阿波市市場町▲▲▲45番地6	美馬市●●12番地3 みかん 次郎	西洋みつばち 10	7年 8月 1日から	徳島県万代町一丁目1番地 みつばち 太郎	
		西洋みつばち 1	7年 10月 31日まで		
転飼期間は、 令和7年4月1日から 令和8年3月31日までの計画を 記入してください		1	年 月 日から		
※飼育場所が同じでも転飼期間が重複しない場合 は別々に記入してください		2	年 月 日まで		
		3	年 月 日から		
		4	年 月 日まで		
		5	年 月 日から		
		6	年 月 日まで		

備考

- 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地及び号並びに必要に応じて緯度及び経度)を記入すること。
また、転飼場所附近の見取図を添付すること。
- 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、申請すること。
 - ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農薬被害の防止その他の養ほうの振興(以下「養ほうの振興」という。)に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。
 - 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供することがある。
 - 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合
 - 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合(本人の同意がある場合に限る。)